

事 務 連 絡
平成24年9月26日

各 都道府県障害福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課
地域移行・障害児支援室

既にサービス管理責任者研修を修了した者が児童発達支援管理責任者研修を受講する場合等の取扱いについて

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

児童発達支援管理責任者研修については、平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「サービス管理責任者研修事業の実施について」の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」に基づき実施されているところですが、サービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修を修了し、修了証書の交付を受けた者が、新たに他の分野等を受講する場合については、別紙1の「1 サービス管理責任者の役割に関する講義（6時間）」及び別紙2の「1 児童発達支援管理責任者に関する講義（6時間）」を改めて受講することを要さないこととされているところです。

しかし、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（いわゆる「つなぎ法」）」の成立に伴い、改正「児童福祉法」等が施行され、障害児支援については、通所及び入所の支援体系の一元化や障害児通所支援の実施主体の市町村への移行など、制度が大きく改正されたところです。

このため、平成23年度以前にサービス管理責任者研修の児童分野以外を修了し修了証書の交付を受けた者が、新たに児童発達支援管理責任者研修を受講する場合（以下「児童発達支援管理責任者研修を受講する者」という。）、及び平成23年度以前にサービス管理責任者研修の児童分野を修了し修了証書の交付を受けた者（児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなされている者）が、児童発達支援管理責任者の業務に従事する場合（以下「みなし児童発達支援管理責任者」という。）については、平成23年度以前のサービス管理責任者研修には含まれていなかった改正後の児童福祉法の法律・制度等の知識を習得することが望ましいことから、下記について特段のご配慮等をお願いいたします。

記

1. 児童発達支援管理責任者研修を受講する者に、別紙2の「1 児童発達支援管理責任者に関する講義（6時間）」のうち「児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割及び障害者自立支援法とサービス管理責任者の役割（2時間）」の受

講を促すこと。

2. みなし児童発達支援管理責任者に改正後の児童福祉法の法律・制度等の知識を習得する機会として、別紙2の「1 児童発達支援管理責任者に関する講義（6時間）」のうち「児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割及び障害者自立支援法とサービス管理責任者の役割（2時間）」の受講案内を行い、できるだけ早い時期に受講するよう促すこと。
3. 児童発達支援管理責任者研修を受講する者及びみなし児童発達支援管理責任者が希望する場合には受講できるよう、研修体制を整えること。
4. なお、児童発達支援管理責任者研修を受講する者及びみなし児童発達支援管理責任者に対する別紙2の「1 児童発達支援管理責任者に関する講義（6時間）」のうち「児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割及び障害者自立支援法とサービス管理責任者の役割（2時間）」の研修についても、地域生活支援事業の補助対象となることを申し添えます。
5. また、みなし児童発達支援管理責任者が別紙2の「1 児童発達支援管理責任者に関する講義（6時間）」のうち「児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割及び障害者自立支援法とサービス管理責任者の役割（2時間）」の研修を修了した際に、修了証書を発行する場合には、別紙様式例を参考にしてください。

第 号

修 了 証 書

氏 名
生年月日

あなたは、厚生労働省の定める児童発達支援管理責任者研修に係る追加研修（児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割及び障害者自立支援法とサービス管理責任者の役割（2時間））を修了したことを証します。

平成 年 月 日

〇〇〇知事
〇〇〇